

森下敏男著『現代ロシア憲法体制の展開』

渋谷 謙次郎

ロシアの立憲主義への移行

1906年にマックス・ウェーバーがロシアについて書いていたのは「外見的立憲主義への移行」という問題だが、今回、外見的立憲主義ではなくて現代ロシアの立憲主義への移行を、森下敏男『現代ロシア憲法体制の展開』は、包括的、実証的に跡付けた。本書の扱うタイム・スパンは、主に1990年代の約10年である。

以下、本書に関して重要と思われる論点をとりあげ、後半では森下の本来の学問的関心であると思われる「社会主義」について論じることとする。

権力分立と二重権力

本書を貫くモチーフは、権力分立原理であり、その下での議会の機能である。フランス大革命の人権宣言やアメリカの『ザ・フェデラリスト』以来、権力分立原理は、さまざまな種差を伴いつつも、立憲政体の試金石であり続けてきたことは、疑い得ない。もっとも、ソ連が権力分立原理を否定していたことはもとより、ゴルバチョフのペレストロイカと権力分立原理との関係が両義的であり、本書の前半では、そのことについての過程の考察にも比重が置かれている。つまり、ペレストロイカが法治国家や権力分立原理の再評価を含みつつ、人民代議員大会設立や新生最高ソビエトが、ロシア革命時の「全権力をソビエトへ」というスローガン復活の下でむしろ正当化され（党からソビエトへ）、それは欧米起源の議会制度とは異質なものであった。しかしソビエトが「全権力機関」であることは現実に不可能であり、「最高会議はソビエトが正にその反対物として登場したところの『議会』に転化する以外はなかった」（43頁）。すると、それに対応して執行権、そして立法権・執行権の合憲性や合法性を保障する司法権の確立が必要となり、ペレストロイカのソ連では、大統領制の設立、憲法監督委員会の設立に、それぞれ執行権、司法権の萌芽を森下は見出し、ロシアも「ほぼ一年遅れのサイクルでソ連邦の改革の後を追いかけてきた」（35頁）という。

しかし、森下によると、社会主義体制崩壊の中で権力分立は自明の理とされつつも、そのことは、権力分立が制度として確立したことを意味しなかった。ソ連末期やロシアの旧憲法下（1993年憲法以前）において、「議会」（人民代議員大会、最高会議）と大統領が、それぞれ立法権・執

行権を——ゴルバチョフは司法権をも——掌握しようとして、「権力分立」は「二重権力」になっていたという(108-110頁)。ソ連の場合、その矛盾は1991年8月のクーデター未遂として爆発し、「議会」と大統領は共倒れに終わり、ロシアの場合のそれは、1993年9月～10月のエリツィン・クーデターで、エリツィン大統領の勝利に終わった(110頁)。

その後、ロシアでの権力分立をめぐる論争は、93年憲法の「大統領共和制」の枠内での「議会多数派政府」の是非をめぐる論争に展開していき、大統領が一時期統治能力を失っていた98年の金融危機後、事実上「議会多数派政府」であったプリマコフ政府は議員内閣制に近いが、「ソビエト権力復活要求」が潜在していたという(112頁)。森下は別の箇所、それを裏返したような分析もしていて、元来ソビエト制度は議会制度のアンチテーゼとして登場しつつも、下院の共産党が同時に議員内閣制型の権力を要求していて、両者は一定の共通性があるのだという(342頁)。

他方、現代ロシアでは、立法の空白を、事実上、大統領立法が埋めており、憲法裁判所も条件付でそれを容認していた。憲法上の根拠のない大統領立法について、森下は、社会主義時代の「権力代行の論理」が抜けきれないとしている(114頁)。いずれにせよ、権力分立が未成熟な局面では、それが「二重権力」、「三重権力」になるというのが、森下の観察である。

大統領と政府との関係だが、一般に、現代ロシア法・政治における「執行権力」というカテゴリーと、大統領、政府との関係は、米国やフランス以上に把握しづらい。森下は、かなり詳細にその構造、規範と事実上の関係を分析している。現行ロシア連邦憲法では、大統領が執行権力の長とは明記されておらず、三権を超越するような感すらあるが、森下によると、大統領は事実上執行権力の長であり、しかも政府との間で「行政の二頭制」という現実が生じ、フランス以上にその二元性が顕著であるという(126-140頁)。大統領が政府をコントロールするための大統領府内部の権力構造および「側近政治」の様態、側近の中で「誰が実力者か」という分析にまで話が及んでいる。法律のロジックだけでは現実のロシアの権力構造が見えてこないのが常であるため、本書は、現代ロシア法についての研究というのみならず、現代ロシア政治についての研究とも評し得るだろう(現に、本書の第二部のタイトルは「ロシア立憲政治の展開」となっている)。

クーデターと大統領制

第二部の第一章は、旧議会とエリツィン大統領との確執が分析されており、再び権力分立原理との緊張関係がモチーフになっている。その臨界点は、言うまでもなく、前述した93年秋の「エリツィン・クーデター」であるが、森下は、この事件を他ならぬ「クーデター」としつつ、「改革の前進」、「エリツィン大統領は独裁者にはなりえない」と評す(199頁)。その根拠とされているのは、エリツィンには個人的に暴君としての体質が感じられるものの、彼を支える民主勢力は、ともかくも自由と民主主義と価値を理解し、西側との協調を認識していて、市場経済と独裁政治は基本的に相容れず、市場経済の推進者が独裁者になることはありえない、ということである(199頁)。森下は、強権発動と独裁の危険性とを区別しているようである。「旧体制を打破するために、また半封建的・分権的な地方の壁を破って政策を実現するために、それはむしろ必要なことであった」という(199-200頁)。

だとすると、これは歴史の皮肉というほかなく、1917年の十月革命は「独裁」を招いたが1993

年の十月クーデターは自由と民主主義にとって、やむを得ない、必要な措置であったということなのだろう。森下は、エリツィンの（暴君的）個人的資質をもっぱら評価しているわけではないようだが、あえてヘーゲル風に言えば、歴史はエリツィンを通じて「理性」を実行せしめた、ということであろうか（ヘーゲルがナポレオンの専制権力をそのようにみなしたように）。

「大統領共和制」については、エリツィンとドゴールとの対比がロシアでもよくなされていたことが本書でも紹介されている（149頁）。余談になるが、その後、プーチン大統領は、インタビューの中で「興味のある政治家は誰か」と問われ、笑いながら、「ナポレオン・ボナパルト」と応えている⁴¹。プーチンも、なかなか洒落て余裕に満ちているようだ。

なお、森下は、プーチン大統領については、当選直後の評価であるが、「法の独裁」などをスローガンにした権力主義的政治スタイル、愛国的な対外政策などについて、「やや危険な傾向が窺える」としつつ、プーチン大統領の連邦政策について「適格」としている（356 - 357頁）。エリツィンは地方のリーダーとの妥協も得意としていたが、それに比べるとプーチンは、連邦構成主体との関係ではより中央集権的であり、森下はむしろそのことを評価している。翻って、森下はソ連を普通の意味での「集権国家」とは考えず、「むしろ常態としての封建的な分散国家を、共産党の力で一つにまとめただけなのである」と考える（193頁）。ソビエトの行政機関が原則として垂直的・水平的の「二重の従属」というシステムの下に置かれつつ、共産党権力が崩壊することによって、地方を支配したのは水平的従属であるが、現在のロシアに必要なのは、法に基づいた効率的な集権的国家である、と森下は言う（193 - 194頁）。そうした意味で、森下はプーチンの連邦政策に、ソビエト連邦制の残滓をもつロシア連邦制の改組としても、一定の期待をかけたのだろう。

議会政治と体制転換

93年憲法下の議会政治について、本書の後半でそれぞれの会期における重要な議題が論じられていて、それについてここで逐次紹介する余裕はないが、とりわけ第一期・第二期議会における大統領弾劾と憲法改正問題において、大統領側との確執をみることができる。

なお、本書では93年、95年、99年に実施された下院選挙が詳細に分析されている。それぞれにおいて、ジリノフスキー党首の自由民主党、ジュガーノフ委員長のロシア共産党、政権党（プーチン党）としての「統一」が躍進したことはよく知られているが、本書の選挙分析では特定の政党進出の分析のみならず、議員の社会構成の分析に注意が払われている。これは、「体制転換」の仮説にとって重要な指標のひとつになる。特にソビエト時代に名目的には代議員の中心を占めていた「労働者・農民」の激減と新興企業経営者の増加、他方で女性議員の比率の低下が顕著である（280頁・361頁の資料）。ソ連社会主義では特権官僚層と社会的弱者が受益者層で中間層が不利益を被っていた、というのが森下の持論であるが（216頁）、今や、ロシアにも「中産階級」が形成されつつあるのだろうか。

本書からは、ロシアにおける立憲主義への歩みがスムーズになされてきたのではなく、様々な困難を伴うものであったことが伝わってくる。もっとも、森下がそうした局面を記述する際のタッチは、深刻な面持ちに満ちているというよりも、時として、ユーモアがあって、笑いをさそう

ところすらある。例えば、ロシア下院における採決ルール（議員定数を母数）もあって、しばしば、可決されるまで投票がやり直されるという「異常」事態に際して、ある議員が「こんなことは許されない。それなら憲法の投票をやり直せ。十月革命を再投票しろ。誰かに気に入らない時はいつでも投票をやり直そうじゃないか。こんなことをするのはロシアの恥だ」と言ったという。この「健全な思考」の主はジリノフスキー議員だそうだが、森下評によると、「同議員も成長したもののだが、ジリノフスキー氏にこのような正論で説教されるようでは、ロシア議会も情けない。」（119頁、なお、同議員の性差別発言とスキャンダルをめぐる応酬は本書166頁にも紹介されている）

もし、ゴゴリが生きていたら、ロシア立憲政治の笑劇をあますところなく伝えていたに違いない。もっとも、ボリス・カガルリツキーによると、「指導者達は喜劇的で、オペレッタの登場人物のようであるが、彼らの権力に従っている何千万もの人々は、ちっとも楽しめない。」⁽²⁾

ともあれ、森下は、1999年の時点で、ロシアの立憲主義は混迷しているものの、それほど絶望的ではなく、政治は憲法、法律を無視できなくなっており、憲法裁判所の権威もあり、そこに前進を見出していた（342頁）。そして、ポスト・エリツィンへの政権交代が平和的に行われるか否か（しかも非共産党系の候補者の選出）にロシア立憲主義の試金石を見た。その後、実際、プーチン第二代大統領が選出されたことにより、ソビエト社会主義体制は最終的に崩壊し、体制転換が完了したとみなした（343頁）。そのことは、「民衆の多くが社会主義への復帰を望んでいないという事実の意味は大きい」、「民衆は、民主主義を失うよりは、苦しい生活に耐える方を選んだ」という森下自身の観察によって補完されている（358頁）。プーチン大統領当選によって、相対的には、森下のような判断が妥当なのだろう。他方、「ソ連を解体すべきでなかった」と考える人は、ロシアでは90年代にむしろ増加していったようである。もちろん、ソ連の復活が現実的には不可能であることは、旧ソ連人は皆知っている。ソ連の復活が不可能でありつつ（不可能であるからこそ）、他方では、ソ連への郷愁やメランコリーは顕在のようである。「失われた」大国への郷愁は、ソ連のみならず帝政ロシアにまで及び、その後、プーチン大統領の下で、スターリン時代に作られたソ連国歌の旋律が復活し、ロマノフ家の紋章でもあった「双頭の鷲」も国家紋章として正式に復活した。「大祖国戦争」、「スターリングラード」も、英雄譚としてますます神聖化されている。現代ロシアの愛国心を支えている要素は、過去のシンボルの雑多な混合物である。現代ロシアでは立憲主義への移行がそれなりに効果を表わしつつ、なるほど民衆は「苦しい生活に耐える方を選んだ」—— というか、それを選ばされ、革命を起こす気力もない —— のであるが、その代わり、少なからぬ民衆は、ポスト・ソビエト社会に希望を託しているというよりも、「帝国」の幻影という阿片を必要としているかのようである。

「社会主義」と近代

さて、森下のソ連・ロシア法研究全体に関わってくることだが、本当のところ、興味津津なのは、森下の「社会主義」観である。本書においても、それは決して二次的な問題ではなく、むしろ彼の学問研究全体に通底する問題であろう。森下は、「社会主義と近代的な自由、民主主義は本来的に両立しない」と言い切る（16頁）。ソ連のペレストロイカの総括でも、『『よりよい社会主義』

を目指すならば、それは必然的に『社会主義を放棄』する以外なかった。『自由と民主主義』と社会主義は両立しえなかったのであり、『自由で民主的な社会主義』を追及する限り、社会主義は崩壊せざるをえなかったのである。」という(29頁)。

前者の引用では、「近代的な」という留保があるものの、かねてから森下が「現存する社会主義」に批判的であったことを併せ考えると、一見したところ、彼は戦闘的な反社会主義者のようにも思える。しかし、本書および森下のその他の著作・論文を読むと、そうではなく、ある意味で、社会主義的、マルクスの(時としてハイエク的)である。

まず、森下は、いまでもマルクスに高い学問的価値を見出している。それでは、森下は、マルクスの思想や共産主義の「理想」からソ連の社会主義の「歪曲」や「逸脱」を断罪してきたかという、そうではなく、ソ連を他ならぬ「社会主義」とした上で、それに痛烈に批判的だった。また、ソ連の否定的現実を、ロシア的传统ゆえではなく、むしろ「社会主義」ゆえであるとする(20頁)。このように、森下は「マルクス主義」や「社会主義」にこそ、法の軽視やソビエト社会の過酷な現実の根拠を見出してきた一方で、しかし、別の面では「社会主義」に対して決して否定的ではないのである。

というのも、森下の用いる「社会主義」には振幅があるようで、「社会主義」と法の支配、自由、民主主義という近代的諸価値を対置させつつも、「欠陥だらけの、しかし人間が大切にされる」社会主義というパラダイムを、その欠陥を認める積極的姿勢や「不可知論」ゆえに、むしろ肯定的ニュアンスで用いているからである。本書で権力分立原理がモチーフとなっているのも、森下が強調する「不可知論」に関わる醒めた見方なのかもしれない⁽⁹⁾。

森下は、「市場」に両義的であると同時に、以上のように「社会主義」にも両義的である。「社会主義」と近代的諸価値を対置させつつ、しかも「社会主義の新しいパラダイム」(17頁)という枠組を述べているということは、論理的に考えると、ポスト近代社会においてこそ「社会主義」が必要とされる、と読めないこともない。その場合の「社会主義」とは、どちらかという「社会民主主義」の諸変種ことであろうか。

森下は、本誌創刊号で藤田勇『自由・平等と社会主義』(青木書店、1999年)を批判しつつ、藤田の呈示した、これから始まる「社会主義の第三段階」(再び自由・平等と社会主義思想の結合が図られるべきであるという意味での第三段階)について、次のように述べている。少々長くなるが、重要な部分なので、引用しておこう。

しかし、だからといって実際に自由・平等原則と社会主義の結合が可能であることが立証されたわけではまったくない。私は結合不可能であると考えているが、教授もその可能性を論証しているわけではないから、その問題はここでは省略できる。しかしもし両者の結合が可能だとしても、教授の考える社会主義下の自由が、近代的な自由とは異なることを改めて認識しておく必要がある。ソ連の崩壊後、教授は社会主義と自由・民主主義の結合を説きながら、その場合の自由と民主主義の内容については何も語られていない。近代的(資本主義的な)自由・民主主義と社会主義的なそれとの関係について、以前の教授はその断絶面を強調されていた。論文「社会主義社会と基本的人権」などに、そのことは表現されていた。新著でも、「ブルジョア

的自由」や「ブルジョア的・形式的民主主義」は批判されているのであるが、全体としてはその辺りが曖昧になっており、資本主義的な自由・民主主義の発展がそのまま社会主義社会のそれにつながるかのような論じ方をされている。しかしそうではないはずである。⁽⁴⁾

森下は藤田の「社会主義の第三段階」という「オプティミズム」を批判しているが、前述のように森下もまた「社会主義の新しいパラダイム」という枠組を立てていて、その中味は必ずしも明確にされていないが、「それが成功するかどうかは別問題」(17頁)と述べている。藤田も森下も、主観的にオプティミスティックかペシミスティックかどうか、ともかくとして、何らかの「社会主義」があり得る、もしくは必要になるかもしれないと考えている点では共通している。あるいは、こう言ってよければ、ソ連・ロシア法研究者の中で、90年代以降の著作、論文から判断する限り、「体制転換」の実証的研究のみならず「社会主義」に最もこだわり続けているのが藤田勇と森下敏男である。ただし、ソ連体制などの歴史認識、および(仮に「社会主義」との結合が可能だとした場合の)「自由・平等」の把握の仕方が、両者においてはズレをはらむのだろう。

繰り返しになるが、森下は、社会主義と結合不可能と考える際の自由や平等について、近代的(資本主義的)という留保を付けている。こうした森下の認識は、ある意味で、非常にマルクスのである。マルクスは、『ゴータ綱領批判』にみられるように、平等や分配云々の視点を「ブルジョア的権利の狭い視界」と位置付け、ブルジョアの地平で共産主義を語ることに懐疑的であった。

では、我々はポスト近代的な自由、平等について云々できるであろうか。もしくは、それは実践の中で明らかにされていくしかない——この言明は、知識人が問題を対象に帰す言い逃れとしても機能する——のであろうか(未来の青写真について語ることは、マルクス自身も抑制的であったが)。森下は「ポスト近代的〇△」といった立論をしているわけではないが、まず、権力分立や私的所有、人権といった近代の核心のツールを用いてロシアにおける体制転換を肯定的に見届け、「現存した社会主義」を清算する意味で、近代的諸価値を擁護するが、同時に、近代的諸価値は森下の中で常に相対化されているのである。

一般に、ソ連崩壊後のグローバル化の中で、何らかの「社会主義」的な価値の可能性、必要性が語られる際、古き良き時代に聞かれた「階級闘争」や「プロレタリアート独裁」といった語彙ではなく、むしろ、例えば“資本の無制限な運動によって生み出されるエコロジカルな危機”といった認識に注意が喚起されることが多い。

19世紀から20世紀初頭にかけての古典的なマルクス主義は、資本制的生産関係が生産力の増進にとっての足かせになっているとみなし、社会主義に生産力の爆発的増進の可能性を見出していた。その場合、「社会主義」イメージとは、工業的ユートピアであり——ソ連の視覚的プロパガンダにみられたように——それを担う筋骨隆々の労働者であり、その下での人間の欲求充足であり、「社会権」的なものの発達であった。そうした意味で、ソ連の社会主義建設は「近代化」の一類型であったと言えなくもない。

しかし、現在、古典的な「労働者」という表象は、生産現場中心主義、組合中心主義、さらには男権的として左翼の側からも批判されるであろう。未来の「社会主義」について語り得るとすれば、生産力の爆発的増進やテクノロジー信仰ではなくて、資源浪費の「節制」や「抑制」とい

う自己反省的イメージを伴う。このように、「社会主義」の前提条件が変容しており、強いて言えば、「ポスト近代的」課題を背負っていることになる。

もっとも、エコロジカルな危機によって仮に人類の半分が死滅したとしても、資本は自己運動をやめないであろうから、環境問題の深刻化が不可避的に「社会主義」をもたらすとも言えず、エコロジカルな危機→新たな社会主義という期待は、仮にそういう期待があるとすれば、ある意味で古典的な「経済主義」であり、実際には、「社会主義」には何らかのヘゲモニー、介入が必要になってこよう。しかし新しい『何をなすべきか』は容易に書かれそうもない。それぞれ分散化した環境運動、ライフスタイルについての運動、消費者運動、マイノリティ運動、平和運動、そしてNGOやNPOといった主体は、かつてないほどさかんになっているが、グローバルな秩序や、「福祉」から撤退する）国家権力が、それらの運動、諸主体をむしろ飼いならしつつ取り込んでいる。「反システム運動」といった<外部>が、仮にあるとするならば、現代では「原理主義」として放逐されるであろう。

このような認識を前提にすると、森下の述べている「社会主義の新しいパラダイム」は、どの程度のレベルでの「社会主義」なのか、不確定な面が付きまとうが、「不可知論」に立って「欠陥」を認める意味ではプラグマティックである一方、「成功するかどうかは別問題」という<ペシミズム>によれば、限りなく彼岸の問題となるかもしれない。

ロシアにおける「社会主義の倫理」?

森下は、1993年時点で次のように興味深い見地を披露している。

ロシアにはまだ資本家階級は存在しておらず、現在は階級形成のための原始的蓄積期に対応する。経済改革の過程で新興成金が登場してきたがこれらは商人資本が中心であり、いわゆる賤民資本主義的な性格のものである。それを合理的な資本主義に転換するためには、私利の追求をコントロールするプロテスタンティズムや儒教の倫理が必要なのかもしれない。ロシアにそれに対応するものがあるとすれば、それは社会主義の倫理である。皮肉なことではあるが、社会主義の合理的精神が正常な資本主義の発展を助けるということはあるかもしれない。しかしロシアでは社会主義の精神は一掃され、その積極面を活かすという発想はなかった。(215頁)

ここでは社会主義の倫理 Ethik と精神 Geist という二通りの言い方がされていて、ウェーバーはもとより、「倫理」と「精神」に何かニュアンスの違いがあるのかどうかわからないが、森下の言うロシアにおける「社会主義の倫理（あるいは精神）」の歴史的源泉、系譜は何であろうか。倫理や精神という以上、それは、人々や社会の中に、ある程度内面化されていたということになる。それは19世紀の農村共同体にまでさかのぼるのか、あるいは20世紀初頭や1917年の都市労働者の動き、もしくは十月革命後に多かれ少なかれ内面化されてきた社会主義の精神のことであろうか⁶⁾。他方でポリシェヴィキに反逆したクロンシュタットの反乱のようなアナーキーな動きもあった。また、ソビエト社会では、党や公式イデオロギーとは別次元で、人々の間では相互扶助や助け合い精神が強かったとも言われる（それを裏返すと縁故主義ということにもなる）。もっとも、

ブレジネフ時代には、多くの民衆は、私生活に退行し、政治や社会に対して徹底的にシニカルであったとも言われるが。

森下の言うロシアにおける「社会主義の倫理（あるいは精神）」というものが、どこに由来するのか、依然、謎であるが、少なくとも現代ロシアに関して、森下は、旧議会（人民代議員大会、最高会議）の抵抗勢力、ましてや民族主義的・愛国主義的ロシア共産党などに何ら期待などしていなかったであろう。そうした意味で、森下にとって、ソビエトの残滓をもつ国家機構は清算されなければならなかった。

ちなみに、ロシア共産党が生き残っていくためには、遅かれ早かれ「社会民主主義」化せざるを得ないと評者は考えるが（事実上、そうなっているのであろうが）、それは評者が「社会民主主義」を好むからではなくて、本来、「共産党」と「議会」とは二律背反であると考えからである。もし議会政党としてやっていく場合は「社会民主主義」化せざるを得ず、反対にラディカルな社会主義を考える場合、それは議会制度の外部に求められなければならない⁶⁾。それは今なおレーニン主義的な課題が可能であるという妄想を意味するのではないが、「社会主義」という以上、それは資本主義に対するウィルスのようなものでなくてはならず、そうでない「社会主義」あるいは「社会民主主義」とは、事実上、資本主義の言い換えに過ぎないであろう。

まとめにかえて

森下が「社会主義」にこだわっていることは、本書の「あとがき」にもみてとれる。それによると、ソ連の社会主義が過去のものとなったことによって、ロシアの現状分析は、関心の対象外になりつつあるという。なおかつ、「中断したままの1920年代の法理論の研究（ペレストロイカ以前と同じ発想で取り組むわけにはいかないが）に戻りたいと思う」と述べている。このことは、評者にとっても興味深いところであり、期待したいところである。

1920年代というとパシュカーニスなどが頭に浮かぶ。その理論的意義は、一昔前の日本の民法学や法社会学、また藤田勇『ソビエト法理論史研究』などからもうかがい知ることができるが、〈マルクスと法〉という視座、あるいはパシュカーニスの「法の一般理論」が、現代においていかなる意味で再考に値するのか、評者自身も——再考に値すると思いつつ——明快に説明できる段階にないだけに、森下の「1920年代の法理論の研究に戻りたいと思う」という、あとがきの表明には、胸騒ぎ覚えざるを得ないのである⁷⁾。

森下の研究においては、「立憲主義」と「社会主義」が、調和することなく別々の興味関心として並行しているのかもしれない、後者の方により興味関心が強いのだろう。とはいえ、ソビエト社会主義体制の實質的崩壊とロシアの立憲主義への移行は、森下において、ちょうど表裏の関係にある。ソ連崩壊後10年の間に前著『ポスト社会主義社会における私的所有の復活』に続いて本書を刊行した著者の研究意欲には驚くべきものがあり、その意欲を支えているのは、おそらく前代未聞の体制転換過程への関心のみならず、間接的には旧ソビエト社会主義法の崩壊についての理論的総括という使命感なのだろう。このことについて、著者は十分使命を果たしたのだと思われる。

注

- (1) N.ゲヴォルクヤンほか(高橋則明・訳)『プーチン、自らを語る』扶桑社、2000年、239頁。
- (2) Boris Kagarlitsky, *Russia under Yelitsin and Putin*, Plute Press 2002, P.3.
- (3) この「不可知論」の強調は、ハイエク的ですらある(「設計主義的合理主義」批判や、「われわれが社会過程を決定する特定事実のほとんどについて修復不能なほど無知である」ということを強調したハイエクの方法論の意味で)。
- (4) 森下敏男「社会主義と自由・民主主義」、『社会体制と法』創刊号(「社会体制と法」研究会編)、2000年、71頁。
- (5) 他方で、評者は、ロシアに関心を寄せていたウェーバーがもし長生きしていたら、ひょっとして「スターリニズムの倫理と社会主義の精神」という著作を書いていたかもしれない、という根拠のない妄想に陥ることもある。ロシアにおける「社会主義」の倫理や精神は、見方によっては、伝統の復活や愛国主義、「祖国」のイデオロギーをも伴ったスターリン体制の「動員」と「団結」の下で良かれ悪しかれ内面化されたのかもしれない。
- (6) 今なお、カウツキーとレーニンとの対立を忘れるべきでない。カウツキーがネーション・ステートにおける議会に立脚した限りにおいて、レーニンやボリシェヴィズムを告発したのは正しく、反対に、レーニンがカウツキーの欺瞞を告発したのも、ラディカルな見地からは正しかった。
- (7) パシュカーニスの「法の一般理論」構築の際のモチーフとしての商品交換のロジックは、パシュカーニスとイデオロギー的には正反対であるにせよ、近年、日本にもさかんに輸入されている「法と経済」学派に、ミクロ経済学的手法を伴いつつ、徴候的に現れている。「法と経済」といえば、昔は「マルクス主義」であったが、今はどちらかというと「新自由主義」である。もっとも、裏返して言えば、「マルクス主義」の法学が商品交換によって規定される近代法のロジックを歴史的範疇として捉えたのに対し、現代の「法と経済」学派は交換価値を永遠化するのである。

(信山社、2001年10月5日、本体定価10400円)

【編集後記】

「社会体制と法」研究会の昨年の全国総会のテーマは、『近代経験』と体制転換』でした。これは、「体制転換過程にある地域において、『近代』の経験(その地域の『近代』における『近代』との接し方)が、それぞれの体制転換においていかなる意味を持つのかを考えること」(企画委員・高見澤氏)を目的としたものです。「社会体制と法」誌第4号は、この研究総会のテーマで特集を組んでみました。

また小特集として、「体制転換と『法整備支援』」を組みました。このテーマも、「支援」をする国家および「支援」を受ける国家における「近代経験」の持つ意味を無視して論じるわけにはいきませんが、今回は、樹神氏のほかに、実際に長期にわたってベトナム法整備支援に携わってこられた非会員の武藤弁護士にとくにお願いをして、上記のテーマのもとで自由に論じていただきました。

小誌も書評を重視してきましたが、今回は、最近刊行された比較法学に関する重要な文献も取り上げ、それにふさわしいお二人の方、戒能氏と滝沢氏(ともに非会員)に書評をお願いしました。あらためてお礼を申し上げます。

本号にも投稿がありませんでした。そのため急遽お二人の方をお願いをして論文を寄せていただきました。次号以降、会員の皆さまの積極的な投稿をお願いいたします。

(杉浦 一孝)